



会計年度任用職員

【一般事務職（最高裁判決を踏まえた対応）】募集要項

パートタイム会計年度任用職員（一般事務職（最高裁判決を踏まえた対応））の募集と選考を次のとおり実施します。

1. 募集職種及び募集人員

職 種	人 員
一般事務職 (最高裁判決を踏まえた対応)	2人程度

2. 応募資格

パソコン操作（ワード、エクセルの入力及びデータ集計等）ができる人

- ・必須ではないが推奨（選考の際に考慮します）

社会福祉士又は社会福祉主事資格を有し、生活保護ケースワーカー経験がある人

3. 応募手続

受付期間

令和8年（2026年）6月30日（火）まで

※ 土・日曜日を除く。午前9時00分から午後5時30分まで

提出書類（提出された書類は、返還しません。）

- ① 履歴書
- ② 資格証のコピー

申込先

大阪狭山市役所 健康福祉部生活援護グループ

【〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1】

※ 郵送の場合は、令和8年6月30日必着。

4. 選考方法

面接試験

日 時 令和8年（2026年）7月9日（木）予定

《面接日時、場所等については、後日、文書で各応募者に連絡します。》

5. 合格者の発表

令和8年（2026年）7月中旬予定

《全受験者に対し合否にかかわらず文書で通知します。》

6. 勤務条件等

① 勤務場所及び業務内容

勤務場所：大阪狭山市役所 健康福祉部生活援護グループ前の相談室内

業務内容：最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付に関連する業務。

(問い合わせ対応、書類受付審査、システム入力等関連する業務全般)

② 報酬

基本報酬月額（週5日勤務）220,298円

※ 上記の基本報酬月額は、年度途中で改定する場合があります。

その他条件により、通勤にかかる経費（月額150,000円以内）、時間外勤務手当に相当する報酬、期末勤勉手当（賞与）を支給します。

③ 勤務日

月曜日から金曜日まで

※ 休日は、土曜日、日曜日、国民の休日及び祝祭日、年末年始12月29日から翌年の1月3日まで

④ 勤務時間（1日あたり7時間15分）

午前9時00分から午後5時00分まで

※ 休憩時間は、1日に45分間（午後0時00分から午後0時45分）

⑤ 任用期間

令和8年8月1日から令和8年12月31日まで

※ 任用期間の更新はありません。

⑥ 有給休暇

5日を付与

※ 他に特別休暇あり

⑦ 社会保険

厚生年金・健康保険（介護保険を含む。）・雇用保険に加入していただきます。

大阪狭山市役所 健康福祉部生活援護グループ TEL(072) 366-0011 内線 309